

第25回ARF閣僚会合議長声明（骨子）

【ARFプロセスの概観】

・閣僚は、ARFが2018年で25周年を迎えるにあたり、ARFの進展、政治・安保対話及び協力の強化、並びにアジア太平洋における信頼醸成及び予防外交の推進におけるARFの役割に満足の意をもって留意した。閣僚は、「ARFビジョン・ステートメント2020を実施するためのハノイ行動計画」の未実施部分を実行する必要性を強調し、ARFメンバーに対してARFビジョン・ステートメントの更新を検討することを奨励した。（パラグラフ3）

・閣僚は、政治・安保対話を行うための地域の主たる多国間フォーラムとしてのARFの重要性を再確認し、ARFにおけるASEANの中心性に対する支持を繰り返した。閣僚は、全てのARFメンバーに対して、全てのメンバーにとって快適なペースでコンセンサスに基づく協力を強化すること、及び「ARF予防外交に関する作業計画」に記載された原則に従って信頼醸成及び予防外交の取組を向上することを奨励した。（パラグラフ4）

・閣僚は、地域が直面する複雑さを増す課題を認識し、全体的及び包括的な方法（災害救援、テロ対策・国境を越える犯罪対策、海洋安全保障、軍縮・不拡散及びサイバーセキュリティに関する対話及び実務的な協力の増加を通じたものを含む。）によって、そのような課題に対処する必要性を強調した。（パラグラフ5）

【地域及び国際情勢に係る議論の主要論点】

（北朝鮮）【全文仮訳】

・閣僚は、2018年4月27日及び5月26日に開催された南北首脳会談、2018年6月12日のシンガポールにおける米朝首脳会談を歓迎した。また、閣僚は文在寅（ムン・ジェイン）韓国大統領と金正恩（キム・ジョンウン）朝鮮民主主義人民共和国国務委員長との間で署名された板門店宣言文及びドナルド・J・トランプ米国大統領と金正恩委員長との間で署名された共同声明を歓迎した。閣僚は、全ての当事者に対し、板門店宣言文及び米国と北朝鮮の首脳による共同声明の完全かつ迅速な実施を通じたものを含む非核化された朝鮮半島の恒久的な平和と安定の実現に向けた取組を続けることを求めた。また閣僚は、北朝鮮に対し、北朝鮮が表明した完全な非核化へのコミットメント・更なる核及びミサイルの実験を自制するとの約束を履行することを求めた。閣僚は、全ての関連する国連安保理決議の完全な履行及び地域における平和と安定に資する朝鮮半島の完全な非核化の実現に向けた国際的な取組へのコミットメントを改めて表明した。複数の閣僚が、人道上の懸念を含むその他の諸懸案を解決するため、北朝鮮と対話を行う用意があることを表明した。（パラグラフ6）

（南シナ海）【全文仮訳】

・閣僚は、南シナ海における平和、安全保障、安定、安全並びに航行及び上空飛行の自由を維持・促進することの重要性を再確認するとともに、南シナ海を平和、安定及び繁栄の海とすることで利益を享受することを確認した。閣僚は、南シナ海行動宣言（DOC）全体の完全かつ実効的な履行の重要性を強調した。閣僚は、ASEANと中国との間の改善し続けている協力関係を温かく歓迎し、相互に合意されたタイムラインでの実効的な南シナ海における行動規範（COC）の早期妥結に向けた実質的な交渉の進展に勇気づけられた。閣僚は、ASEAN加盟国及び中国がCOC交渉のための一つのテキスト案に合意したことに留意した。この関連で、閣僚は、COC交渉に資する環境を維持することの必要性を強調した。閣僚は、ASEAN諸国と中国による南シナ海における海洋危機管理のための外交当局間ホットライン試行の成功及び2016年9月7日に採択された南シナ海における「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準」（CUES）の適用に関する共同声明の運用開始のような、緊張を緩和し、事故、誤解、誤算のリスクを減少させ得る実際的な措置を歓迎した。また、閣僚は、特に当事者間の信用及び信頼を強化する信頼醸成及び予防措置の実施の重要性を強調した。（パラグラフ7）

・閣僚は、南シナ海に関する事案について議論し、信用及び信頼を損ない、緊張を高め、この地域における平和、安全保障及び安定を損ない得るこの地域における埋立てや活動に対する懸念に留意した。閣僚は、相互の信用及び信頼を高め、活動の実施に当たっては行動を自制し、状況を更に複雑化させ得る行動を回避し、UNCLOSを含む国際法に従って、紛争の平和的解決を追求することの必要性を再確認した。閣僚は、非軍事化及び南シナ海における状況を更に複雑化し、緊張を高め得るDOCにおいて言及された事項を含む、クレイマント国やその他の国による全ての活動の自製の重要性を強調した。（パラグラフ8）

（テロ）

・閣僚は、あらゆる形態のテロ行為を非難するとともに、外国人戦闘員の帰還や移転による脅威に対する、効果的かつバランスのとれた措置の実施を通じたコミットメント並びに、テロ対策に関するASEAN憲章、国連グローバルテロ対策戦略及び関連国連安保理決議に基づく国、地方、地域及び国際レベルでの対抗措置を再確認した。閣僚は、予防教育、女性や若者の関与、市民社会、平和、寛容、多様性の尊重といった原則の推進及びカウンターナラティブとしての非暴力を含む、統合された全社会的アプローチ並びに、インターネット、ソーシャルメディア及びテロ目的のサイバースペースを含むICTの使用に対抗し及び阻止することについて、それらの重要性と有効性を再確認した。（パラグラフ9）

（海洋協力）

・閣僚は、ARF、ASEAN防衛相会議（ADMM）、拡大ASEAN防衛相会議（ADMMプラス）、国境を越える犯罪に関する閣僚会議（AMMTC）、ASEAN海洋フォーラム（AMF）、ASEAN海洋フォーラム拡大会合（EAMF）及びアジア海賊対策地域協

力協定（ReCAAP）の枠組における、共通の利益と関心を有する課題、海洋の科学的調査、海洋状況把握（MDA）及び海洋環境保護に関する継続した建設的対話を通じたものを含めた、ARFメンバー国間の海洋協力における前向きな進展を歓迎した。閣僚は、能力構築支援、共同訓練、MDAを含む情報交換及びその他関連のイニチアチブによる海上法執行機関間の協力強化の重要性を留意した。閣僚は、本年後半にマニラにおいて開催される第8回AMF会合及び第6回EAMF会合を期待した。（パラグラフ10）

（軍縮）

・閣僚は、核軍縮・不拡散及び原子力の平和的利用並びに化学・生物兵器の廃絶・不拡散・不使用の確保における国際的・地域的な協力の強化の重要性を改めて指摘した。（パラグラフ11）

（サイバー）

・閣僚は、ICTセキュリティへの課題は、統合的な、地域的及び準区域的努力を通じた関与を必要とする国境を越える問題であることを確認した。閣僚は、2018年4月の第32回ASEAN首脳サミットにおけるサイバーセキュリティ協力についてのASEAN首脳声明の採択を歓迎するとともに、ICTセキュリティに関する問題について、ARFとASEAN電気通信情報技術閣僚会合（TELMIN）、ADMMプラス、AMMTC、サイバーセキュリティに関するASEAN閣僚会議（AMCC）のような他の関連するフォーラムとの間における密接な協働の重要性を強調した。また、閣僚は、最初の会期年におけるサイバーセキュリティに関する会期間会合の活動を歓迎した。（パラグラフ12）

（防災）

・閣僚は、共同体の強靱性を高め、災害の影響を減じるための革新的な解決策を開発するための地域における多様なセクター及びステークホルダーによる個別的及び集団的な協力の重要性を再確認した。閣僚は、ASEAN防災緊急対応協定（AADMER）が引き続き地域の政策の背景にあり、「ASEANとしての一つの対応」のビジョンの実現のためにASEAN防災人道支援調整センター（AHA）が監視及び自然災害の緊急対応時の調整に一義的な役割を果たすことに留意した。閣僚は、創設以来AHAが果たしてきたASEAN地域における能力構築支援及び災害対応の取組及びASEANが域外の災害に対処することを可能とするAHAの役割を称賛した。閣僚は、2018年アジア防災閣僚級会議の実施及び地域の持続的な発展を向上するために気候変動適応及び防災の方策を取り入れる取組を歓迎した。（パラグラフ13）

（ラカイン州情勢）

・ラカイン州の人道状況について、閣僚は、避難民の帰還について、ミャンマーとバングラデシュが2017年11月23日に署名した取決め及びミャンマー、UNHCR、UNDPが2018年6月6日に署名した覚書（MOU）を歓迎した。閣僚は、避難民のミャンマー

への帰還が安全かつ尊厳を受けた形で遅滞なく早期に開始されることの重要性を強調するとともに、影響を受けたコミュニティが生活を再開できるよう、紛争の根本要因に対応する包括的かつ持続的な解決を模索し、そのための環境を整える必要性を強調した。閣僚はラカイン州助言委員会の最終報告書の勧告の履行に関するミャンマー政府の取組の進展に留意し、ミャンマーが引き続き残りの勧告事項を履行するよう促した。また、閣僚は、ミャンマー政府による独立調査団の設置を歓迎した。また、ラカイン州において、コミュニティ間の調和と和解を促進し、持続可能で平等な発展を確かなものとするため、平和、安定、法の支配の確保のためのミャンマーの取組に対する継続的な支援を表明した。(パラグラフ14)

【今期会期間活動(2017~2018)のレビュー】

・閣僚は、2017年から2018年におけるARFのトラック1の活動に留意した。(パラグラフ15)

・閣僚は、以下を含むARF年次会合の成果に留意した。(パラグラフ17)

第10回不拡散・軍縮に関する会期間会合(共同議長:インドネシア, 日本, 韓国)

第1回サイバーセキュリティに関する会期間会合(共同議長:マレーシア, シンガポール, 日本)

第12回専門家/賢人会合(共同議長:ベトナム, 日本)

第21回国防大学校長等会議(共同議長:フィリピン, 日本)

・閣僚は、以下を含むワークショップ及びセミナーの成果に留意した。(パラグラフ18)

第1回・第2回サイバーセキュリティに関する会期間会合のための専門家会合(共同議長:マレーシア, シンガポール, 日本)

海洋状況把握(MDA)の国際連携に関するワークショップ(共同議長:マレーシア, 日本)

【次期会期年(2018~2019)の作業計画】

・閣僚は、以下を含む議長及び共同議長を歓迎した。(パラグラフ19)

国防大学校長等会議(共同議長:日本, シンガポール)

・閣僚は、マレーシア、シンガポール及び日本がサイバーセキュリティに関する会期間会合の共同議長を、インドネシア、日本及び韓国が不拡散・軍縮に関する会期間会合の共同議長を2020年まで務めることに留意した。(パラグラフ20)

・閣僚は、ミャンマーと日本が、第13回ARF専門家/賢人会合の共同議長を務めることを歓迎した。(パラグラフ21)

・閣僚は、次期会期におけるARFのトラック1の活動リストを採択した。(パラグラフ22)

2)

- ・閣僚は、以下の声明を採択した。(パラグラフ 23)
災害対策協力に関する A R F 閣僚宣言

【A R F プロセスの将来の方向性】

- ・閣僚は、重複を最小化するため、A R F とその他の A S E A N 主導のメカニズム間の調整の強化及び相互補完性の合理化の必要性を強調した。閣僚はまた、トラック 1 とトラック 2 の間の緊密な連携を奨励した。(パラグラフ 26)

(了)